

最低工賃の改正決定に関する公示

千葉労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃（平成21年千葉労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年3月21日

千葉労働局長 岩野 剛

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり（千鳥）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	3センチメートルにつき 10円

身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 12円
スナップ付け		1組につき 14円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 24円
	ウエスト用以外	1組につき 19円
ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり	1個につき 16円
	根巻きあり、カボタンなし	1個につき 10円
	根巻きなし、カボタンなし	1個につき 7円
鎖糸ループ付け	鎖糸ループ作りを含む	1か所につき 10円
	鎖糸ループを含まない	1か所につき 3円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 12円
ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 14円

プリーツし つけ	×印しつけ止め	1 か所につ き 15 円
見返し裏ま つり	針目が 3 センチメー トル間隔に 4 針以上	10 センチメ ートルにつ き 21 円
そで付け裏 まつり	針目が 3 センチメー トル間隔に 7 針以上	10 センチメ ートルにつ き 14 円
そで口裏ま つり		10 センチメ ートルにつ き 19 円
ファスナー 裏まつり		10 センチメ ートルにつ き 12 円
襟付けまつ り		10 センチメ ートルにつ き 9 円
ウエスト裏 まつり		20 センチメ ートルにつ き 24 円
肩パット付 け		1 組につ き 27 円
カフス付け		カフスカバーまつり かんぬき止め

襟付け	えりカバーまつりか んぬき止め	1枚につき 29円
襟づり止め		1枚につき 10円
糸くず取り		1枚につき 21円

4 効力発生の日 令和7年4月20日